

平成21年6月22日

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」
に関するご意見の募集の結果について

<問い合わせ先>

国土交通省海事局検査測度課

TEL : 03-5253-8111 (代表) (内線 44175)

記

国土交通省では、平成21年4月20日から平成21年5月19日まで、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」について、ホームページを通じてご意見を募集致しました。

その結果、1名の方からご意見を頂きました。

主なご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表致します。

今回の募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくご意見申し上げます。

【ご意見】

- ・その他所要の改正

第17条の2第4項第9号の表中の上欄E S 1 2の中欄において、「甲旅客船以外の船舶に甲板上積載する場合」とありますが、「甲旅客船」は「旅客船」の誤りと思います。

【国土交通省の考え方】

ご意見にありますように「甲旅客船」を「旅客船」に改めることといたします。